



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 摂津市のたばこ対策：庁舎内全面禁煙を実施して                                                              |
| Author(s)    | 福永, 富美子                                                                             |
| Citation     | 大阪公衆衛生. 2004, 75, p. 9-11                                                           |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/83507">https://hdl.handle.net/11094/83507</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 摂津市のたばこ対策 ～庁舎内全面禁煙を実施して～

摂津市保健福祉部健康推進課長  
福永 富美子

摂津市におきましては、平成15年5月1日の健康増進法の施行日に合わせて、市役所と市が管理する公共施設の館内全面禁煙を実施いたしました。当初は空間分煙の方向で検討しておりましたが、経費の面や効果の面等考慮した結果、市長が全面禁煙の決断を下した経緯および前後の状況等報告いたします。

### ◆禁煙実施にいたるポイント

摂津市は庁舎内全面禁煙にふみきった全国で3番目の市ということでした。実施までにはいくつかのハードルがありましたが、市長が分煙ではなく禁煙でいこうと決断されるまでのポイントがいくつかあったように思います。以下に順を追って説明いたします。

#### a) 健康せつつ21の策定ととりくみ

平成12年度末から平成13年度の2ヵ年で、8分野21項目にわたる目標を掲げた「健康せつつ21」を策定しました。たばこ対策の項目の内容を抜粋して次に示します。

#### 「健康せつつ21」におけるたばこ対策 ＜スローガン＞

- 喫煙をさせないための環境をつくろう
- 禁煙したい人を支援しよう

#### ＜2010年までに達成したい目標：地域・組織 ができること＞

- ①買わせない、すわせない、防煙のための環境づくりを進める

- ・未成年者を対象に喫煙に関する健康教育を行う
- ・未成年者には売らないというキャンペーンを行う

#### ②禁煙教育の充実を図る

- ・参加しやすい禁煙教室を提供する
- ・妊産婦への禁煙教育を行う

#### ③たばこ対策を推進するための環境整備を図る

- ・公共の場所では、分煙あるいは禁煙を行う
- ・分煙あるいは禁煙をしている飲食店を増やす
- ・会議の時などに灰皿を置かない
- ・公共の場所にたばこの自動販売機を置かない

この計画を策定するための委員会の中で、「たばこ対策を進めるには、まず市役所が手本を示すべきである」「市役所ロビーのたばこの自動販売機も問題あり」などの意見が寄せられ市としての対策を問われたことや、計画策定のPRにより各方面への意識づけもできました。

平成15年度のたばこ対策のとりくみは保健所支所と協同で実施中で、内容は以下のとおりです。

- ◇ 庁舎内全面禁煙実施後の職員アンケートと、職員禁煙希望者への支援
- ◇ 医師会・歯科医師会・薬剤師会への禁煙支援のアンケート

- ◇ 小・中学校での禁煙教育
- ◇ 保健事業従事者や市民に対する禁煙研修や禁煙教育

#### b) 健康増進法の施行と社会情勢の変化

平成14年8月に公布されていた健康増進法が平成15年5月1日に施行され、この間の喫煙に対する社会の意識変化は非常に大きなものであったとの実感があります。また、喫煙対策に法的な裏づけが整ったことも意義深いことでした。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(第25条)

#### c) 経済面の試算

平成14年秋、平成15年度庁舎内分煙化に向けての予算を試算したところ、市役所本庁舎の排煙装置等700万円、水道庁舎と消防庁舎も合わせると1,000万円となり、市が管理する公共施設87カ所の分煙に要する費用は、4,000万円～5,000万円必要であるとの結果でした。

#### d) 保健所の支援

平成13年度には、茨木保健所摂津支所の禁煙指導事業を摂津市役所職員として実施したいとの申し出があり、市職員対象の禁煙教室が実施され、参加者15人中4人が禁煙に成功しました。また、同年の「健康おおさか21」計画の茨木保健所版策定のための、キーパーソンインタビューの中で、健康づくりに大切な項目として喫煙対策を市長や教育長が選定したことも禁煙実施への助走であったと考えられます。

平成15年1月の三師会新年会の席上で、当時の支所長が市長に分煙ではなく禁煙を決断

すべきであると強く主張されたのが決定打となりました。

平成15年8月から、再度市職員の禁煙指導を支援していただいています。

#### e) 市長の決断

あれこれの論議を経て、分煙装置は高価であり財政的負担も大きく、市民の受動喫煙防止のためにも庁舎内全面禁煙を実施すべきであるとの決断にいたりました。その後の経過は以下のとおりです。

- ◇ 平成15年1月27日の部長会で、市長より、庁舎内完全禁煙の方向で検討する旨の指示あり他の公共施設も各施設管理者が全面禁煙に向けての検討を開始するよう指示あり
- ◇ 平成15年3月26日の部長会で、5月1日より全館禁煙を実施する通知あり
- ◇ 市民には、4月1日以降広報誌への掲載、庁内ロビー電光掲示板表示、庁内放送での予告、建物内に予告の張り紙をするほか、市内自治会にも協力依頼

#### ◆平成15年5月1日 館内全面禁煙を実施

#### ◆禁煙の方法

- ◇ 建物内には喫煙場所は設けず、庁舎出入口、中庭、渡り廊下、非常階段等すべて建物外に大型灰皿を置き、喫煙していい場所を設ける
- ◇ 施設の出入口に「施設内全面禁煙につき、タバコを消してから入館願います」の立看板
- ◇ 庁内に「全面禁煙：ご協力ください」のステッカー貼付
- ◇ 公用車灰皿に「禁煙」シール貼付
- ◇ 毎日2回、禁煙への協力依頼を庁内放送で流す
- ◇ 施設内のタバコ自動販売機の撤去



#### ◆禁煙実施後の変化

- ◇ 市民や全国各地からインターネットメールなどで激励を多数いただいた
- ◇ 平成15年6月実施の職員アンケートより
  - アンケート対象数 810人
  - アンケート回収数 640人(男494人、女146人)
  - アンケート回収率 79%(男80.0%、女75.3%)
  - ・今回の庁舎内禁煙を機会に禁煙した職員 10人(2%)
  - ・喫煙者225人中、喫煙本数が減った職員 140人(62%)
  - ・ " 喫煙本数に変化無い職員 81人(36%)
  - ・ " 喫煙本数が増えた職員 4人(1.8%)
- ◇ 医師会・歯科医師会・薬剤師会へのアンケートより
  - ・市が先導していただいてありがたい
  - ・当然のことであり、今後も喫煙対策を推進していただきたい

#### ◆禁煙の成果

- ◇ 平成15年5月1日より、市の管理する公共施設87カ所と公用車140台全てを禁煙とした(市役所本庁、小・中学校、幼稚園、保育所、公民館、体育館、葬儀会館、保健センター、福祉施設、消防各施設、水道各施設等)
- ◇ 平成15年6月6日に市内の地区集会所51カ所、市営住宅集会所2カ所、公園管理棟3カ所も、全面協力の返事あり